別紙様式5

# 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名: 兵庫県

農業委員会名: 南あわじ市農業委員会

# Ⅰ 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

※「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

### 1 農業委員会の現在の体制

任命•委嘱年月日 令和5年8月1日

	農業	委員
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者		10
認定農業者に準ずる者		1
女性	1	4
40代以下		0
中立委員		1

# 任期満了年月日 令和8 年 7 月 31 日

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	35	34	4(35)

### 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	3,462
農業経営体数	2,958

<sup>※</sup> 直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入

		農業者数(人)
基	幹的農業従事者数	4,562
	女性	2,170
	40代以下	414

<sup>※</sup> 直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入

		経営体数(経営体)
認	定農業者	790
基	本構想水準到達者	221
認	定新規就農者	20
農	業参入法人	52
集	落営農経営	42
	特定農業団体	0
	集落営農組織	42

<sup>※</sup>農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
	Щ	ᅾ	普通畑	樹園地	牧草畑	PΙ
耕地面積	3,450	240	0	0	0	3,690

<sup>※</sup> 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

# Ⅱ 最適化活動の実施状況

## 【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

#### 1 最適化活動の成果目標

### (1)農地の集積

## ①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)	
光扒	3,700	ha	1,575	ha	42.6	%
		より担い			農地化を防止しつつ、市単 )有効利用・流動化促進の	

- ※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入
- ※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう
- ※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

#### ②目標

農地の集積の目標年度	令和15	年度	集積率	65.0	%
今年度の新規集積面積	38	ha	農地面積(C)	3,700	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,613	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	43.6	%

<sup>※</sup> 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における 農地集積率を記入

### ③実績

今年度の新規集積面積	118	ha	農地面積(F)	3,690	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	1,693	ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	45.9	%
目標に対する達成状況(H)/(E)	105.2	%			

### 農業委員会の 点検結果

耕作の継続が困難などの相談に対して、市単独事業農地バンクへの登録を勧め有効活用に繋げた。令和6年度は43人から合計124筆、10.9haの農地が新たに登録され、うち40筆、約2.9haの農地が利用権設定や所有権移転が行われ、農地の流動化を図ることができた。燃料費高騰の影響があり、特段積極的な活動が難しかった部分はあるが、各委員による借受人等の探索や広報等により、引き続き有効に利活用されている。

- ※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入
- ※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

### (2)遊休農地の発生防止・解消

## ①現状及び課題

リ現れ	①現状及び課題							
		直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況						
		1号遊休農地面積						
		1万姓仆辰地曲惧		うち緑区分の遊休農地	面積	うち黄区分の遊休農	地面積	
	現状	59.7	ha	58.8	ha	0.9	ha	
		困難と見込まれる農地につ	いて	記調査の効率的な実施と解消に向けた指導を行い、また再生利用がいては、非農地判断を適切に行う。燃料費高騰も相まって保全管理がで委員及び事務局職員による遊休農地解消の啓発に、より一層力を				

## ②目標

#### ア 既存遊休農地の解消

### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	22.2	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	4.4	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

# b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査	における黄区分の遊休農地	0.4	ha	
黄区分の遊休農地の解消 のための工程表の策定方	昨年に引き続き、関係機関と相談して	策定する。		

# イ 新規発生遊休農地の解消

発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	33.0	ha
DECOMES OF BUILDING	00.0	110

#### ③実績

# ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	0.8	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	17.8	%

## b 黄区分の遊休農地の解消

黄▷	こ分の遊休農地の解消
に向	]けた工程表の策定状
況	

緑区分農地解消と同様に解消に取り組んだ。工程表の策定はしていない。

#### イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	9.9	ha
---------------------------	-----	----

### ④その他

	調査実施時期				調査結果取りまとめ時期			
農地の利用状況	8月~12月				11月~12月			
調査	1号遊休農地	59.7	1	うち緑区分の遊休農地		59.5	ha	
	の面積	59.7 ha		うち	黄区分の遊休農地	0.2	ha	
農地の利用意向	調査実施時期			調査結果取りまとめ時期				
調査	12月〜翌年1月(翌年2月〜3月:未提出 者への勧奨)			12月~翌年3月				

農業委員会の 点検結果 令和6年度は燃料高騰の影響に加え、農業従事者の高齢化による離農や後継者不足はもとより中山間地域や土地改良事業未実施による農地・鳥獣被害の恐れのある悪条件の農地での遊休農地化があり、緑判定の遊休農地が増えたが、増加幅は前年度と比べ小さくなっている。

## (3)新規参入の促進

# ①現状及び課題

	令和3年度新規	見参入者	令和4年度新	規参入者	令和5年度新規参入者		
現状	16	経営体	10	経営体	25	経営体	
	12.6	ha	4.6	ha	10.7	ha	
課題	新規参入者が希望ることから、新規参加				设・農業用機械の確 ℃の調和と調整の橋泊		

<sup>※</sup> 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

#### ②目標

権利移動面積	令和3年度		令和4年度		度 令和5年度		平均	
作作的多數個個	196	ha	202	ha	211	ha	203	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する 農地の面積(A)				20	).3 ha			

<sup>※1</sup> 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法 第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供 していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

#### ③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	10.9	na	
公表URL	(その他の公表方法	去) 窓口閲覧 務局に設	開台帳を事 置
目標に対する達成状況(B)/(A)	53.7	%	
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	26	経営体
(参与)利风参八日の参八仏仏	取得農地面積	10	.8 ha

農業委員会の 点検結果 令和6年度も市単独事業農地バンクに関し、引き続き利用意向調査時などの機会やホームページへの情報掲載を行うことで、高齢化による労働力低下や遠方に居住している所有者等に管理・耕作が難しい農地を登録してもらい、農地を貸借・所有を希望する新規就農者等へのマッチングと農地の流動化を強く推し進めることができた。

#### 2 最適化活動の活動目標

#### (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1   火たいの江岳口粉	0	日/月	最適化活動を行う 農業委員の人数	19	人
1人当たりの活動日数	0	н/ Л	農地利用最適化推進委員の 人数	35	人

# (2)活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3	口
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容
2月	農地の集積	利用意向調査送付時及び利用意向調査未回答者への委員からのアプローチ時に耕作放棄地及び遊休農地の発生防止のために、市単独事業の農地バンクに登録してもらい、担い手や新規参入者等への空き農地の流動化を図る。
3月	遊休農地の解消	利用意向調査送付時及び利用意向調査未回答者へのアプローチ時に耕作放 棄地及び遊休農地の発生防止に努める声掛けに力を入れる。
7月	新規参入の促進	合同就農相談会開催前に委員全員に相談会のリーフレット配布や啓発に力を 入れ、新規就農者の参加者を募る。

<sup>※1</sup> 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

<sup>※</sup> 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

<sup>※2</sup> 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

### ②実績

活動強化月間の設定回数	3	口
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の結果
2月	農地の集積	利用意向調査送付時及び利用意向調査未回答者への委員からのアプローチ時に耕作放棄地及び遊休農地の発生防止のために、積極的に市単独事業の農地バンクに登録してもらい、担い手や新規就農者等への空き農地の流動化を図った。
3月	遊休農地の解消	利用意向調査送付時及び利用意向調査未回答者へのアプローチ時に耕作 放棄地及び遊休農地の発生防止に努める声掛けに力を入れた。
7月	新規参入の促進	合同就農相談会開催前に委員全員に積極的に新規就農者相談会参加に興味を持つ人への呼びかけ活動を行うよう啓発に力を入れることにより、初めての人が気軽に参加できる環境を構築し新規就農者の参加者を募ることができた。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

## (3)新規参入相談会への参加

新規参入相談会への参加回数

①日樗

開催時期	8月	相談会名	合同就農相談会			
参加者数	1人	開催場所	南あわじ市役所			
相談会の内容	南あわじ市での就農希望者に 疑問等の相談に対応する。	対し、現場の立場から農業の魅力・特色を広く発信し、不安な				
開催時期	0 相談会名 0					
参加者数	0	開催場所	0			

口

相談会の内容 0 ※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入 (参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

#### の宝績

<u> </u>		
新規参入相談会への参加回数	1	口

開催時期	8月	相談会名	合同就農相談会			
参加者数	1人	開催場所南あわじ				
相談会の内容	南あわじ市での就農希望者に 疑問等の相談に対応することが		力・特色を広く発信し、不安な点・			
開催時期		相談会名				
参加者数		開催場所				
相談会の内容						

- ※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入 (参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)
- ※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

# 目標の達成状況の評語

# 目標に対して期待どおりの結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

## 【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	2
目標に対し期待を上回る結果が得られた	22
目標に対して期待どおりの結果が得られた	11
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	19

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

# Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名: 兵庫県

農業委員会名:南あわじ市農業委員会

# 1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

<sup>※</sup> 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

# 2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		119 件	うち許可	119	件			
加加田田	実施状況	標準処理期間	<b>些処理期間</b> 申請書受理		処理其	処理期間(平均)		日
処理期間	総会開催日の公表	公表して	いる	申請書締切	日の公表	公表 公表	している	

# 3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

The state of the second		•農地法第	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定								
権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任									
(=,,	0	·地方自治	法第180条の2に	基づきī	<b></b> 打町村	長から農業委員	会へ事	務委任			
1年間の処理件数		60 件	うち許可相当	57	件	うち不許可相	当 3	件			
処理期間	標準	<b>処理期間</b>	申請書受理から	15 ⊨	処理	里期間(平均)	17	日			

# 4 違反転用への対応

		管内の農地面積		年度末時点の違反転用面積				
現	状	3,690	ha	0.88	ha			
違反転用解消のために 実施した活動内容		前年度同様、8月から翌年3月 いて違反転用の疑いのある農均		パトロール(担当農地の見回り活動も 用申請等の手続きにつなげた。	含む)に於			
実	績	違反転用解消面積	0	ha				

<sup>※1</sup> 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

<sup>※2</sup> 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の 面積を記入

<sup>※3</sup> 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について 具体的に記入